

御坊東ロータリークラブ
Club Weekly Britain

例 会 水曜日18時30分 御坊御坊商工会館3F
事務局 〒644-0002 和歌山県御坊市薮350-28(御坊商工会館3F)
連絡先 TEL 0738-23-2334 FAX 0738-22-1234
URL http://gobo-rc.jp/east/

会 長 尾崎達哉 君
副会長 稲垣 崇三 君
幹 事 細川 幸三 君

四つのテスト(Four way Test)

- ①真実かどうか ②みんなに公平か
- ③好意と友情を深めるか
- ④みんなのためになるかどうか

☆ 司会進行 SAA -北垣 剛 君

<ビジター>

*御坊 RC

川瀬和男 様



会長告知

会長 尾崎達哉 君

川瀬和男さんお久しぶりです。ようこそお出で頂きました。さて、今日は当クラブの定款細則と総会に向けてのクラブフォーラムですが、今期より変更になりました例会について見直さなければならぬ箇所が出てきました。

詳細には時間が足りませんので今一度皆さん個々にご理解を頂きますよう、お願い致します。

又先週「地区を正常化する」会議に出席して参りました。結果は地区資金として出金している額から費用を差し引いて戻すと言う事でした。

例会数が減った分、事業などでの打合せ回数も当然少なくなります。

12月に入ろうとしています。高校生対象の青少年奉仕事業も手続きをしなければなりません。

担当者の方々、
よろしくお手配の程
お願い致します。



幹事報告

幹事 細川幸三 君

○例会変更

*御坊南 RC、海南東 RC、有田南 RC、海南 RC、海南西 RC から12月の例会変更のお知らせが来ておりますので、事務局にてご確認下さい。

○RC委員会より、決算報告の書類が届いております。

回覧しますのでご確認下さい。

○12月のロータリーレート 1ドル=106円

○国際 RC2640地区から、ロータリー財団寄付増進のお願いが来ております。詳細については後日、委員長より説明があると思いますのでよろしくお願い致します。

委員会報告

【親睦委員会】 稲垣 崇 君

12月9日(金)に忘年例会を行います。
場所は居酒屋一楓、時間は18時半、会費は5千円です。
皆様よろしくお願ひいたします。

ニコニコ箱

SAA 北垣 剛 君

◇細川幸三 君 本日、塩屋小学校にて津波防災学習を行いました。

◇尾崎達哉 君 川瀬さんようこそ！
和歌山市からスクーターで走って来ましたが、もう寒いですわ。

本日のプログラム

「年次総会と、その仕組み」
会長、幹事

12月14日の第972回例会において、2016-2017年の年次総会(選挙)を行います。

本日、皆様に配布した御坊東ロータリークラブ定款細則をご覧ください。内容について皆様のご意見などを少しご拝聴できればと思います。特に第2節(例会)についてですが、祝日のある週の例会は休会とするとありますが、これも例外が出ることもあり、細かく修正の必要があると思います。

今回、例会予定のお知らせの方法などのご意見もありましたが、それを含めまして、その他のご意見も議題に挙げながら、変更すべき内容を精査していきたいと考えております。(その後、会員からの質問がいくつかありました)

話し合いにより、改正すべき箇所もあると思いますので、配布した資料をもう一度皆様に精査いただき、年次総会にてご意見をいただけますようお願いいたします。



総会は12月の第2例会と決まっています。総会では次々年度の会長と理事5名を選挙するとなっております。勿論立候補もあります。

副会長及び幹事は、次年度の会長が指名します。そして前年度会長と選挙された5名、指名された副会長と幹事と、選挙された(次々年度)会長ノミニーとで理事会を構成し、編成を行います。

以下は定款細則変更事案です。
朱文字箇所の変更を提案します。

第 3 条 理事および役員選挙

第 1 節

役員を選挙すべき会合の1カ月前の例会において役員は会員に対して、会長(次々年度)および次年度の5名の理事を選挙することを求めなければならない。

選挙は投票用紙に記載されて年次総会において投票に付せられるものとする。投票の過半数を獲得した会長と5名の理事は当選した者と宣言されるものとする。

前述の投票によって選挙された会長候補は会長ノミネーとなり、その選挙後の次の7月1日に始まる年度に、会長エレクトとして理事会のメンバーを務め、その年度直後の7月1日に、会長に就任する。

第 2 節

選挙及び指名された役員および理事に直前会長を加えて理事会を構成するものとする。

選挙によって決定した次年度理事会は、1週間以内に会合してクラブ会員の中から会場監督(SAA)を務める者を選任しなければならない。

第 3 節

理事会またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事の決定によって補填すべきものとする。

第 5 条 会 合

第 1 節 一 総 会

本クラブの年次総会は毎年12月第2例会に開催されるものとし、この年次総会において次年度の役員および理事の選挙を行わなければならない。

又役員は理事会の承認を得て、臨時総会を開催することができる。

第 2 節 一 例 会

本クラブの例会は毎週水曜日18時30分に開催するものとする。

但し、例会日週に祝日又は振替休日のある場合はその例会は休会とする。尚、前述の日であっても理事会は例会日と定めることができるものとする。

例会に関するあらゆる変更または例会の取消はすべてクラブの会員全員に然るべく通告されなければならない。

第 1 1 条 出席義務規定の免除

全条削除し、次条以下繰り上げ

出席報告

出席委員会 白井 勇 君



会員数	欠席者	出席者	出席率
18名	6名	12名	66.7%
11月9日	の修正出席率		なし